

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		学習館の利用の許可		
根拠例規及び条項		多治見市学習館の設置及び管理に関する条例(平成8年条例第36号)第4条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>(利用の申請及び許可)</p> <p>条例第4条 学習館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可に、施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者がその許可に係る事項を変更しようとするときも、前2項と同様とする。</p>		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ~1日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 ~1日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備 考				